

「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）」におけるパブリックコメントの実施について

＜障がい者支援課＞

会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）について、市民からの多様な意見や情報等を広く求めるため、パブリックコメントを実施しようとするものです。

1 条例制定の趣旨

手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（※1）の円滑な利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務をはじめ市民及び事業者の役割を明らかにするものです。

基本理念に基づいた施策の推進を定めることにより、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現していきます。

2 市各計画との位置づけ

- (1) 「会津若松市第7次総合計画」（平成29～令和8年度）
政策分野 9 社会参画 施策3
「障がいのある人の活躍の場の創出」
政策分野 20 障がい者福祉 施策1
「障がいのある人の人権が守られる取組の推進」
- (2) 「会津若松市障がい者計画」（平成30～令和5年度）
第1節 合理的配慮の推進における各施策

3 関係法令

- ・ 「障害者基本法改正」（平成23年）
⇒手話の言語性を明文化
- ・ 「障害者差別解消法」（平成28年）
⇒行政等による合理的な配慮を規定
(令和3年) ⇒合理的配慮の義務化が事業者へ拡大

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年）

⇒ 障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進し、共生社会を実現する。

4 制定の理由

(1)「手話は言語である」

手話は現在、全国で約6万人が使う言語ですが、過去には口話教育が推進され、手話の使用が禁止されてきた歴史があります。社会的に手話は言語として認知されず、ろう者

(※2) は手話により情報を得ることができず、多くの不安や不便を感じながら生きてきました。ろう者の権利と尊厳を守るためには、手話は日本語とは文法体系が違う一つの言語であり、それが正しく認識され、普及していくことが必要です。

(2)「多様なコミュニケーション手段の利用促進」

障がいのある人(※3)の情報取得については、近年の豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大時において、情報が発信されても受け取ることができないといった課題

(※4) が明らかになりました。

このような中、令和4年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、地方自治体等への責務が規定されました。本市においても、障がいのある人による情報の取得利用、意思疎通に係る施策の推進は、急務の課題です。

この条例を制定することにより、市は上記の課題に継続的に取り組み、市民・事業者の役割を明確にし、市・事業者・市民が一体となり、共生社会の実現を目指すものです。

5 制定後の主な施策

条例の基本理念実現に向けて、市障がい者計画との整合性を図りながら事業を推進してまいります。

【新規事業】

- ・条例制定の理解・促進に向けたリーフレットや、簡単な手話でのあいさつ等を載せたパンフレットを作成し、

様々な機会を通して啓発に取り組みます。

- ・ 出前講座の講師をろう者に依頼し、公的機関、介護事業者への開催を呼びかけます。
- ・ コミュニケーション方法の紹介や、障がい別に「配慮が必要なこと」などを具体的にまとめたガイドラインを作成し、理解の促進に取り組みます。
- ・ 災害時の避難所において、多様なコミュニケーション手段で情報発信を行います。

【 拡充事業 】

- ・ 障がい理解の出前講座において、手話のメニューを加えます。
- ・ 市ホームページにおいて「手話動画版防災情報」を掲載していますが、今後はリアルタイムでの発信を検討していきます。
- ・ ビデオ通話アプリを使用して「遠隔手話通訳」を行っていますが、今後さらに利用を広げていきます。
- ・ 情報通信支援用具を給付し、ICT技術を活用してコミュニケーションを促進していきます。

6 これまでの経過

昭和 46 年	聴覚障がい者団体との対話集会（以降毎年継続）開催
平成 26 年～	同団体との対話集会にて「手話言語条例制定」の要望
平成 27 年～令和 3 年	団体との勉強会・協議
平成 31 年 3 月	全国手話言語市区長会 入会
令和 4 年 3 月	文教厚生委員会にて手話言語条例制定の陳情採択
令和 4 年 6 月	市議会定例会における質疑「手話言語条例制定への取組」
令和 4 年 9 月	団体(聴覚・視覚等)、地域自立支援協議会各部会へ意見聴取

7 今後のスケジュール

令和4年11月28日(月)～12月27日(火) パブリックコメント実施（点訳版、拡大文字版、手話動画）

令和5年 2月 市議会定例会議へ提案

注釈

- ※1 コミュニケーション手段：手話言語、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、平易な表現などの、障がいのある人が情報取得やコミュニケーションで利用するもの。
- ※2 ろう者：聴覚に障がいのある人のうち、おもに手話を言語として日常生活や社会生活を営むもの。
- ※3 障がいのある人：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）等で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるもの。
- ※4 課題：災害時のテレビ放送に手話通訳がついていない、市からの通知に点訳がついていない、文書が難しい言葉で書いてあり分からないなど。